

第 73 回 全国労働衛生週間を迎えるにあたって

愛知労働局長 代田 雅彦

全国労働衛生週間は、昭和 25 年から毎年実施され今年で 73 回を迎えます。本年度は、

「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」

をスローガンに掲げ、9月1日から30日までを準備期間として、10月1日から7日まで、全国一斉に実施されます。

労働衛生に関わる皆様方のご努力の下、愛知県内における職場の衛生管理水準は着実に向上していますが、今なお多くの業務上疾病が発生しています。令和3年の愛知県内における休業4日以上業務上疾病は、前年638人の約1.5倍に及ぶ939人となりました。

この最大の要因は、新型コロナウイルス感染症の職場における感染拡大です。同感染症を含む「病原体による疾病」は、前年195人の約2.9倍に及ぶ560人となり、うち2人は死亡に至るものとなりました。また、幅広い業種・年齢層で多発している災害性腰痛も、前年274人から294人へと増加しており、業務上疾病増加の一因となっています。

こうした状況を踏まえ、愛知労働局においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を令和4年度における重点課題に位置付け、他の課題である化学物質・粉じんによる健康障害防止対策、石綿による健康障害防止対策、受動喫煙対策、事務所等における労働衛生対策などともに推進を図っています。

また、愛知労働局は、令和4年度の新たな重点課題として「労働者の心身の健康確保のための総合的対策」を策定しました。労働者の心身の健康確保を図るためには、労働安全衛生法令に基づく健康診断、長時間労働面接指導、ストレスチェック等の健康確保措置や、THP指針、メンタルヘルズ指針等の健康保持増進措置を、単発的でなく相互連携させて推進することが不可欠であるとして、その推進・定着を図るものです。

一方、愛知労働局は安全分野で「安全経営あいち」を提唱し、リスクアセスメントを通じてPQCD SMEを一体的、戦略的に管理する経営手法を推進しており、同じく総合的な視点による全体的な管理向上を目指すものであります。

全国労働衛生週間は、労働衛生に関する意識を高め、職場環境改善等への自主的取組を通じて労働者の健康確保を図る強化期間です。

本年度においても、いわゆる“三つの密”を避け、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底を図りつつ、スローガンのとおり、笑顔があふれる健康職場を形成する機会とされますよう各事業場における取組をお願いします。